

平成27年度
伝統的工芸品産業復興対策支援補助金
【2次公募要領】

【公募期間】

平成27年4月15日（水）～ 5月15日（金）

10:00～12:00、13:00～17:00 / 月曜～金曜（土日祝日を除く）

※郵送の場合、最終日の17:00必着

【受付先及び問い合わせ先】

各復興局・復興庁 → 詳細はP. 11

※本公募要領は、経済産業省のホームページからダウンロードできます。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo.html>

平成27年4月

復興庁

経済産業省

目 次

一.	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1.	目的	
2.	補助対象事業／補助対象者／補助率	
3.	補助金交付額	
4.	補助対象経費	
5.	補助対象経費全般に渡る留意事項	
6.	補助事業期間	
7.	応募方法	
8.	補助事業実施にかかる手続きの流れ	
9.	補助事業者の義務	
10.	その他	
二.	受付先及び問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
三.	計画書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2

この公募要領において使用する用語は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年5月25日法律第57号）において使用する用語の例による。

一 伝統的工芸品産業復興対策支援補助金について

1. 事業の目的

本補助金は、東日本大震災等により被災した岩手・宮城・福島（以下「被災3県」という。）の伝統的工芸品の販路開拓、後継者の発掘・育成、伝統的工芸品製造のために必要な生産設備等の整備、原材料確保、試作品製作等に係る取組を支援することにより、被災地域における伝統的工芸品産業の復興・振興と地域経済の活性化に資することを目的とします。

地域	県名	補助対象地域の伝統的工芸品目名
東北	岩手	南部鉄器、岩谷堂箆笥、秀衡塗、浄法寺塗
	宮城	雄勝硯、鳴子漆器、宮城伝統こけし
	福島	大堀相馬焼、会津塗、会津本郷焼、奥会津編み組細工

2. 補助対象事業／補助対象者／補助率

被災3県において伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）に基づき指定された伝統的工芸品を製造する者または被災3県の伝統的工芸品産業の振興を支援しようとする者が実施する以下の事業に対して、4. 補助対象経費に掲げる経費のうち、所轄の経済産業局長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において経費の一部または定額を補助します。

補助対象者・補助率は事業によって異なります。

（1）産地活性化事業（補助率：2／3以内）

① 後継者育成・創出事業

特定製造協同組合等、製造協同組合等、製造事業者のグループ又はそれらのグループが実施する事業であって、従業員・後継者の技術力向上や将来の被災3県における伝統的工芸品産業を支える人材の創出・発掘等を目的とした事業

② 需要開拓・意匠開発事業

特定製造協同組合等、製造協同組合等、製造事業者又はそれらのグループが実施する事業であって、伝統的工芸品の普及啓発、新商品（試作品）開発、需要開拓等を目的とした事業（海外展開事業を含む。）

③ 産地振興事業

特定製造協同組合等、製造協同組合等、製造事業者又はそれらのグループが実施する事業であって、伝統的工芸品の普及啓発、消費者への適正な情報発信など伝統的工芸品産業の復興・振興を目的とした事業

④ 産地プロデューサー事業

伝統的工芸品産業の復興・振興を支援しようとする者が被災3県の特定製造協同組合等、製造協同組合等、製造事業者のグループ又はそれらのグループと連携して実施する風評被害対策等産地の活性化を目的とした事業

※ 産地の実態や課題を的確に分析・把握し、産地の製造事業者等と協力しつつ、現代の消費者ニーズ等を踏まえた先進的な取組を実施することにより、従事者の資質の向上、需要の拡大等の効果を具体的に挙げることで見込まれるものであること。

(2) 生産基盤確立・強化事業

① 生産設備等整備事業（定額補助）

被災3県に位置する特定製造協同組合等又はその構成員が行う伝統的工芸品を製造するために必要な設備・機器等の購入及び修繕に係る事業

※補助対象となる設備等は、原則、震災前に保有していたものと同等の規模のものに限ります。

② 原材料確保・試作品製作事業（補助率：3/4以内）

被災3県に位置する特定製造協同組合等が行う伝統的な技術・技法の継承及び原材料の安定確保等を目的とした事業

補助対象事業 一覧表

補助対象事業	事業内容	補助対象者	補助率
(1) 産地活性化事業			
① 後継者育成・創出事業	従業員の技術力向上や、後継者の確保・育成等を目的とした事業	被災3県に位置する ・特定製造協同組合等 ・製造協同組合等 ・製造事業者 ・上記のグループ ※後継者育成・創出事業については製造事業者単体の申請は不可。	2/3以内
② 需要開拓・意匠開発事業	伝統的工芸品の普及啓発、新商品(試作品)開発、需要開拓等を目的とした事業(海外展開事業も含む)		
③ 産地振興事業	産地活性化のための勉強会、調査研究、技術又は技法の保存・改善、原材料の研究、消費者への適正な情報の提供等を行う事業		
④ 産地プロデューサー事業	被災地の風評被害対策を含めた産地の活性化を目的とした取組であり、地域の実情、市場動向等の専門知識を有するプロデューサー等が伝統的工芸品産地の製造事業者等と連携して実施する事業	被災3県の伝統的工芸品産業の活性化を支援する事業者	

(2) 生産基盤確立・強化事業			
① 生産設備等整備事業	伝統的工芸品産業の復興に資するための生産設備等整備事業	被災3県に位置する特定製造協同組合等又はその構成員	定額
② 原材料確保・試作品製作事業	伝統的な技術・技法の継承及び原材料の安定確保等を目的とした事業	被災3県に位置する特定製造協同組合等	3/4以内

留意事項

●補助対象者は、事業の遂行に責任を持ち得る者であることが必要です。また、組合・団体・グループ等の場合、その構成員の意思が十分に反映されている組織であることが必要です。

●申請者は、原則として被災3県に位置している必要があります。ただし、被災3県に位置する伝統的工芸品産業の復旧・復興を目的とした事業であれば、申請者の所在地は、必ずしも被災3県である必要はありません。

●複数の事業をまとめて申請することは可能です。事業計画書に、該当する上記の各事業名を記載してください。

●事業の内容に海外展開事業を含める場合は、当該事業目的・必要性・目標・効果及び経費積算内訳について特に詳細に記載下さい。

3. 補助金交付額

本補助金制度における、交付額の上限・下限は以下のとおりです。

※ただし、生産設備等整備事業は除く。

補助金交付額 【下限】	原則50万円 ※補助率2/3の場合、 補助対象経費75万円、補助金交付額50万円。 ※補助金申請額が50万円以下である場合、費用対効果の観点から十分な理由があれば、補助対象とすることを検討します。 あらかじめご相談下さい。
補助金交付額 【上限】	原則2000万円 ※補助率2/3の場合、 補助対象経費3000万円、国庫補助金2000万円 ※補助金申請額が2000万円以上である場合、必要性について十分な理由があれば、補助対象とすることを検討します。 あらかじめご相談下さい。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は次の表に掲げる経費です。

事業名	経費内容	補助率
後継者育成・創出事業	講師謝金、講師旅費、事務局員旅費、研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る）、通信連絡費、テキスト代（資料作成・印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費）、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料（工程を示した実物見本、完成品を含む）、通訳雇用料、翻訳料、アルバイト賃金、保険料、機器・道具類借料、募集案内・ポスター作成費又は外注費、発送費	2 / 3 以内
需要開拓・意匠開発事業	委員謝金、専門家謝金、委員旅費、専門家旅費、事務局員旅費、出展旅費、会場費、出展費、会議費、事前調査費（現地のニーズ調査等）、印刷費（会議資料・アンケート用紙・報告書等）、会場設営・撤去費、装飾費、機器等借料、出品物梱包及び運送費、保険料、外注費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費（必要最小限の量）、通信連絡費、通訳雇用料、翻訳料、広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、アルバイト賃金、映像資料等作成費、雑役務費、消耗品費、デザイン費、新商品試作費、その他諸経費（文献購入費、放射線測定検査、検定料、知財権出願関連費用等） ※補助事業実施主体に対する委員謝金は補助対象外。（以下全ての委員・専門家謝金に適用）	2 / 3 以内
産地振興事業	委員謝金、専門家謝金、委員旅費、専門家旅費、会場費、会議費、原材料収集・分析・調査費、外注費、印刷費、記録文献等作成費、通信連絡費、通訳雇用料、翻訳料、アルバイト賃金、映像資料等作成費、雑役務費、消耗品費、WEB作成費、その他諸経費（文献購入費、放射線測定検査、検定料等）	2 / 3 以内
産地プロデューサー事業	産地の活性化事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費（原則、後継者育成・創出事業、需要開拓・意匠開発事業、産地振興事業の経費項目に限る。）	2 / 3 以内
生産設備等整備事業	伝統的工芸品を製造するために必要な設備、機器等（窯、ろくろ等）であって、当該事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費	定額
原材料確保・試作品製作事業	通信連絡費、試作品製作費、輸送費、委員謝金、専門家謝金、調査旅費、会議費、会場費、資料収集費、映像資料等作成費、報告書作成費、原材料費、分析調査費、外注費	3 / 4 以内

5. 補助対象経費全般に渡る留意事項

- 補助金の支払いについては、原則補助事業終了後の精算払となります。
- 各補助事業の成果が本補助金制度の目的に資するものではない場合、補助対象経費として認めない場合があります。
- 補助事業を行うにあたっては、当該補助対象経費が明確に区分できるよう経理を行うとともに、その収支の事実を裏付ける証拠書類を整理してください。（海外渡航費については、支出の証明書類として、航空券の半券、パスポートの出入国記録のコピー等が必要となります。）
- 帳簿等の証拠書類は、事業の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- 単価50万円以上の取得財産については、一定の期間、処分制限があります。なお、期間内に処分しようとするときは予め各経済産業局長の承認が必要です。
- 収支の事実は、客観的に確認できることが必要です。原則として、支払い方法は銀行等の預金口座への振込とし、現金決済は認められません。やむを得ず現金決済を行う場合は、事前に各経済産業局に相談し理由書を提出して頂く必要がありますが、場合によっては補助対象外となります。
- 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物や帳簿類の確認ができない場合については、補助対象外となります。
- 旅費（海外渡航費含む）について、補助事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、按分等の方式により当該補助事業に係る部分のみを補助対象とします。
- 事業参加者からの参加料やテスト販売による売上など、補助事業における収入が見込まれる場合は、事業計画書の「補助事業に要する資金調達方法」の「自己調達資金等／その他（参加者負担金等）」欄に予めその額を記載する必要があります。
- 補助事業実施期間内に補助事業により事業者負担額を上回る収入が発生した場合は、補助金から減額します。
- 新商品及び意匠の開発に係る補助事業の成果の企業化（商品化）、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定その他の成果の供与による収益が生じたと認められた場合、交付した補助金の全部又は一部を国に納付させることがあります。
- 原子力損害賠償の対象となっているものは、補助対象外となります。

●以下については、補助対象になりません。

- 人件費
- 本事業期間内に、同一の事業について、国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業。
- （一財）伝統的工芸品産業振興協会が主催する展示事業（WAZA 展）等の参加費用。伝統工芸青山スクエアを利用した展示事業。
- 商品の消費者への直接販売及び販売を目的とした製品・商品等の生産に係る経費。（テスト販売（※）は可。）

※テスト販売とは、補助事業者が試作品等を、限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業のことをいいます。よって、実施の際は消費者等へアンケート調査等を実施し、結果の分析を行って下さい。

- 交付決定日前に発注・購入・契約等を実施したものに係る経費。
- 不動産購入や伝産品製造目的以外の設備の購入費用、パソコンやサーバの購入費、ウェブサイト構築に係る維持・管理費、補助事業者の事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料。
- 振込手数料
- グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された旅行料金
- 海外渡航（旅行）保険料
- 外国からのバイヤー等招聘旅費。
- 消費税・地方消費税

（注1）非課税・免税事業者及び消費税法の規定により消費税額の控除の特例が適用される者は補助対象とすることができます。（対象者であるかどうかは、各経済産業局担当窓口にお問い合わせ下さい。）

（注2）また、課税売上割合が低い等の特段の理由により、消費税仕入控除税額の確定後に報告及び返還を選択される者は補助対象とすることができます。

6. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から当該年度末（3月31日）までとなります。また、交付決定日以前に行った事業については、補助対象となりません。

7. 応募方法

（1）応募受付先及び問い合わせ先

申請者の主たる事務所の所在地を所轄する復興局及び復興庁。（P. 11 参照）

（2）受付期間

平成27年4月15日（水）～ 5月15日（金）

10:00～12:00、13:00～17:00 / 月曜～金曜（土日祝日を除く）

※郵送の場合、最終日の17:00必着

(3) 提出書類

以下の書類を各復興局及び復興庁あてに提出して下さい。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
提出書類等の返却は致しません。

郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「伝統的工芸品産業復興対策支援補助金
計画書在中」と記載して下さい。

【提出書類】※用紙サイズは全てA4（ホチキス止め不可。）

- ① 伝統的工芸品産業復興対策支援補助金事業計画書（P. 12）
- ② 別紙様式（P. 13～17）
※別紙1－2. 申請事業の内容については、産地活性化事業(P. 14)、生産基盤確立・強化事業(P. 15)のどちらかを選択、または両方について記載。
- ③ 直近の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合は、直近1年間の事業内容の概要を記載した書類）（写し可）。
- ④ 組合等にあつては、定款又は登記簿謄本（登記事項証明書）、直近事業年度の構成員の氏名又は名称を記載した名簿（写し可）。
- ⑤ 企業等にあつては、会社概要がわかるパンフレット等、役員名簿、直近の営業報告書等、従業員数がわかる資料、資本の額又は出資の総額がわかる資料（写し可）。
- ⑥ 生産設備等整備事業については、震災前の減価償却資産台帳を必ず添付して下さい。（写し可）。
- ⑦ 旅費、謝金等に係る規程があれば添付して下さい。
- ⑧ その他、事業内容がわかる参考資料等があれば添付して下さい。

【提出部数】

上記資料①～⑧全てについて、各2部（正1部、写し1部）

【注意事項】

用紙サイズは、全てA4で統一し、両面印刷、左上1箇所クリップ止め（ホチキス止め不可）して下さい。

(4) 採択方法

以下の評価基準に基づき、外部有識者を含む審査委員会にて審査を行います。採択にあたっては、事業内容や全体の予算の都合等により、希望する金額が減額される場合があります。審査は提出書類等をもって行われますので、不備のないよう十分ご注意ください。

なお、各事業の評価・審査の経緯等に関する問い合わせには回答できませんので、あらかじめご了承下さい。

【評価基準】

①現状把握、課題の認識等

- ・産地等の現状を捉えているか。また、整理ができているか。
- ・産地等の課題、問題点について、把握、整理できているか。
- ・自らの強みと弱みをきちんと捉えられているか。

②事業の目的・目標設定

- ・事業の目的は、産地の現状・課題、前回事業等これまでの取組から得た成果等を踏まえた上で、適切に設定されているか。
- ・事業の目的は、将来の展望を見据えて設定されているか
- ・定量的な事業目標が定められており、目標値は実現性があるか。過小・過大ではないか。

③事業内容

- ・事業内容は、事業目的との整合性があり、目標を達成するのに妥当な内容か。
- ・事業内容に、必要性・緊急性があるか。
- ・事業内容に、新規性や、従来事業との差異があるか。
- ・事業内容に、独自性・独創性があるか、または、事業の工夫等があるか。
- ・事業内容に、社会的ニーズや将来性を見据えた内容となっているか。

④事業の実施方法

- ・事業の実施方法や事業規模が適正であり、実現可能なものになっているか。
- ・事業の発信先は適正か。(ex 需要開拓事業であれば実施場所や相手等)
- ・事業内容を実現する手法が具体的であり、スケジュールが適切か。

⑤事業の実施体制

- ・事業者の主体性・自立性があるか（外注先等に丸投げしていないか）。
- ・事業に関する知見、専門性、ネットワークを有しているか。
- ・事業を実施するために必要な財政基盤と一般的な経理処理能力があるか。
- ・事業を実施するために必要な人員が確保され、体制（役割分担）が整備されているか。

⑥効果・成果

- ・本事業の実施による、参画事業者および産地全体に対する効果は明確か。
- ・予想される事業成果が高く、他産地の取組を促進するモデル事業となる事が期待できるか。
- ・事業の成果物（製品、ノウハウ等）の効果的な活用方法が検討されているか。

⑦経費の効率性

- ・積算内訳が適切か。
- ・経費が事業の内容・効果に対して過大ではないか。

⑧総合的観点からの評価

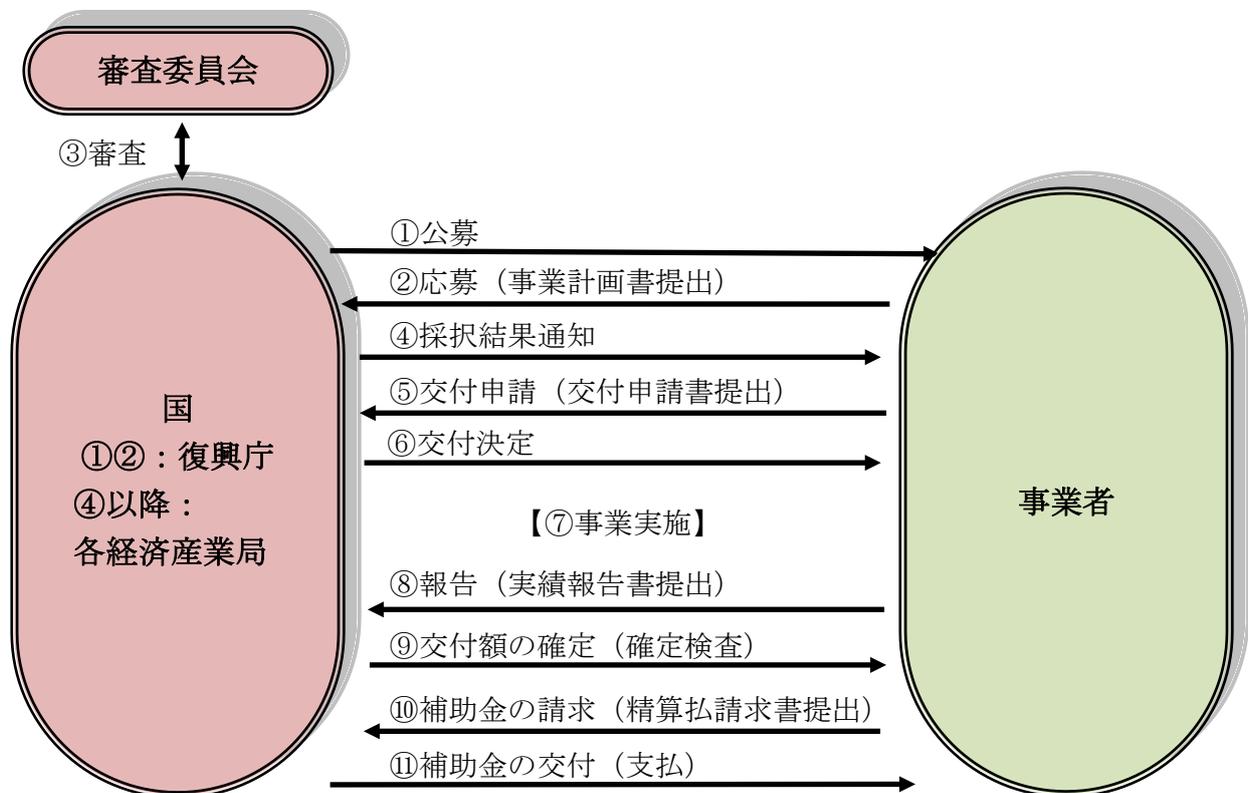
- ・産地等、伝統的工芸品産業の復興・振興のために取り組む事業であるか。
- ・マーケティング、ブランディング等を見据えた、総合的な取組となっているか。
- ・WEBや広報媒体の活用等、商品やイベントの明確なPR戦略があるか、等。

(5) 結果通知

審査結果については決定後速やかに各経済産業局から応募事業者あて通知します。採択となった方は、別途、伝統的工芸品産業復興対策支援補助金交付要綱に基づき、補助金の交付にかかる必要な手続きを行って頂きます。

なお、採択事業については、事業者名・事業概要等を経済産業省ホームページで公表します。

8. 補助事業実施にかかる手続きの流れ



9. 補助事業者の義務

補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年8月27日法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱で定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることがあります。

(1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金

- 等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと
 - (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

10. その他

- (1) 原則として補助金の支払いについては、補助事業終了後の精算払いとなります。通常、事業が完了した日から起算して30日以内、又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局等が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (4) 事業終了後、補助事業により行った事業の成果について、必要に応じて補助事業者に報告させることがあります。

二 受付先及び問い合わせ先

○事業計画書応募受付先及び問い合わせ先（復興庁及び各復興局）

組織名	所轄地域	所在地・TEL
岩手復興局	岩手	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 6階 TEL：019-654-6607（直）
宮城復興局	宮城	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 13階 TEL：022-266-2251（直）
福島復興局	福島	〒960-8031 福島県福島市栄町 11-25AXC ビル 7階 TEL：024-522-8513（直）
復興庁	上記3県 以外	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1階 TEL：03-5545-7370（直）

○交付申請書提出先（各経済産業局等）※採択結果通知後に必要となります。

組織名	所轄地域	担当窓口	所在地・TEL
東北経済 産業局	青森 岩手 秋田 宮城 山形 福島	地域経済部 情報・製造産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL：022-221-4903（直）

○経済産業省

商務情報政策局伝統的工芸品産業室

TEL：03-3501-3544（直）

所在地：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1丁目3番1号

三 計画書の様式

平成 年 月 日

※ { 岩手復興局
宮城復興局
福島復興局
復興庁統括官付参事官 御中
※該当申請先を記載

申請者住所（郵便番号、事務所・本社等所在地）
申請者氏名（名称、代表者の役職及び氏名） 印

伝統的工芸品産業復興対策支援補助金事業計画書

伝統的工芸品産業復興対策支援補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

事業名	(例)後継者育成・創出事業（産地活性化事業）
申請事業のポイント	(箇条書き。2～3行程度で簡潔に。)

事業名	(例)生産設備等整備事業（生産基盤確立・強化事業）
申請事業のポイント	(箇条書き。2～3行程度で簡潔に。)

※申請事業毎に記入してください。3事業以上ある場合は欄を追加してください。

交付申請額	
-------	--

※複数の事業を実施する場合、各事業の交付申請額の合計を記載ください。

- ・事業計画書 <別紙1のとおり>
- ・経費積算内訳<別紙2のとおり>
- ・その他参考資料

- (注) 1. 用紙のサイズはA4とする。
2. < >内は適宜修正可能。

(別紙1)

事業計画書

1. 申請者の概要

①	伝統的工芸品の品目名	例：●●織、●●焼、(※複数の場合は全て記載)
②	都道府県	※上記品目の指定地域
③	申請者名	例：●●組合、株式会社●●
④	代表者の役職・氏名	
⑤	担当者の役職・氏名	
⑥	住所	
⑦	電話番号	
⑧	ファックス番号	
⑨	申請者の構成	<p>○申請者が特定製造協同組合の場合 組合員数：</p> <p>○申請者が企業の場合（特定製造協同組合員であれば 当該組合名も併記すること。） 業種： 企業概要：</p> <p>○申請者がグループの場合 構成員内訳： うち 特定製造協同組合の組合員数： （上記組合外企業が参加の場合、それぞれの業種、 企業概要も併記すること。）</p>

2-1. 申請事業の内容 (産地活性化事業)

①	事業名	●●事業 (例：需要開拓・意匠開発事業、産地振興事業) ※複数事業の場合は全て記載。
②	震災等前と震災等後の産地等の状況	例：震災等前の生産額 (年間)、従業者数 等 → 震災等後の生産額等の推移を年単位で記載。 (可能な限り、定量的に比較ができるように記載ください。)
③	現在の課題	②「震災前と震災後の産地等の状況」をふまえ、現在の喫緊の課題を記載。
④	事業内容	・具体的な事業内容を明確に記載。 ・具体的に何をどこでどのように実施するのかを、明確に記載。
⑤	事業の目的 (意義等)	・当該事業を行う目的 (意義等) を記載すること。(事業毎に記載)
⑥	事業の目標 (値)	・可能な限り、定量的な指標を用いた目標も立てること。 (例：代替原材料の開発、新商品を●件開発する。展示会を開催し、商談成約●件、マスコミ掲載●件を目指す。研修の受講人数●人。)
⑦	事業の必要性	・②「震災等前と震災等後の産地等の状況及び課題」をふまえ、当該事業を行う必要性、重要性等を記載すること。(事業毎に記載) ・震災等の影響、被災産地のニーズ、等の観点からも、必要性について具体的に記載。
⑧	事業実施による復興・振興への効果	・当該事業を実施することで、期待できる産地への効果等を記載。
⑨	前回事業の評価	・申請事業と類似事業を過去実施している場合は、その内容及びその効果・成果をどのように評価しているかを記載。 ・過去の類似事業において設定した目標を達成できなかった場合、どこに原因があったと分析しているか。 ・当該分析結果を、今回申請事業にどのように反映させているかを記載。
⑩	実施体制	・事業実施にあたり、事業実施者等の役割分担と当該事業における専門的知見・ネットワークの有無・これまでの実績などを記載。
⑪	実施方法 ・事業スケジュール ・事業実施場所	
⑫	他の補助金等への申請状況 (A.同一事業、B.他の事業)	A. なし ・ あり (補助金名を記載) B. なし ・ あり (補助金名を記載)
⑬	その他特記事項	・本事業において、特記すべき事項等を記載

2-2. 申請事業の内容 (生産基盤確立・強化事業)

①	事業名	生産設備等整備事業 原材料確保・試作品製作事業 ※両方または一方を記載。
②	事業の目的(意義等)	・当該事業を行う目的(意義等)を記載すること。
③	震災等前の生産額(年間)	
④	震災等後の生産額(年間)	・震災後から直近までの推移がわかるように記載。(年単位)
⑤	震災等により被災した設備等の状況	・例：窯：地震により倒壊 ●●機：津波により、水をかぶり動かない状況 なお、警戒区域の産地につきましては、その旨記載。
⑥	事業の目標(生産額など)(H26年度末)	・例：震災等前の生産額の1/2以上を生産可能とする
⑦	事業の必要性	・当該事業を行う必要性を記載すること。
⑧	当該設備等導入による効果	・当該設備等導入により、期待できる効果、被災産地等への波及効果等
⑨	実施体制	・事業実施にあたり、事業実施者等の役割分担等を記載
⑩	実施方法 ・事業スケジュール ・事業実施場所	
⑪	他の補助金等への申請状況(A.同一事業、B.他の事業)	A. なし ・ あり(補助金名を記載) B. なし ・ あり(補助金名を記載)

<設置導入を予定している主な設備等とその必要性>

導入する生産設備等	数量	必要性

3. 補助対象経費等

(単位：円)

事業名 (経費区分)	国庫補助 事業に要 する経費	国庫補助 対象経費	補助率	国庫補助金 交付申請額	自己調達 資金等	備考
(例) 後継者育成・創出事業						
(例) 生産設備等整備事業						
合計						

※ 詳細は別紙2 経費積算内訳のとおり。

※ 「国庫補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するのに必要な経費。

※ 「国庫補助対象経費」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費。

※ 「自己調達資金等」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、「国庫補助金交付申請額」以外の額。

※ 「国庫補助金交付申請額」とは、「国庫補助対象経費」のうち、補助金の交付を希望する額で、その限度は「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

4. 補助事業に要する資金調達方法

区分	金額 (円)
自己調達資金等	
都道府県の補助金	
市区町村の補助金	
組合等又は団体等の資金	
その他 (借入金・参加者負担金等)	
国庫補助金申請額	
合計	

(別紙2)

経費積算内訳 (国庫補助対象経費の算出基礎)

(単位:円)

事業名 (経費区分)	経費内容	算 出 基 礎		備考
(例) 後継者育 成・創出 事業	委員謝金	@8,000円×5人×2回	80,000	※当該経費の 必要性等を記 載。(任意)
	委員旅費	@		
(例) 生産設備 等整備事 業				
合計				

※「経費内容」については、P. 4の「4. 補助対象経費」の表の「事業名」に対応するもの
とすること。